

公立大学法人福知山公立大学学外利用者メディアセンター利用内規

(目的)

第1条 公立大学法人福知山公立大学メディアセンター利用規程第2条第3項に基づき、学外者のメディアセンター利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 メディアセンターを利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 本学の卒業生
- (2) 福知山市に在住する18歳以上の者
- (3) 近隣地域に在住する18歳以上の者
- (4) 福知山市の高校に在学する高校生
- (5) 近隣地域の高校に在学する高校生
- (6) その他、メディアセンター長が認めた者

(利用申請)

第3条 メディアセンターの利用を希望する者は、次の各号に掲げるものを提出し、その承認を受けなければならない。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) メディアセンター利用許可願 | 1通 |
| (2) 本人の身分を証明するに足る書類 | 1通 |

(利用申請事項の変更)

第4条 利用者は利用申請事項に変更があったときは、遅滞なく届け出なければならない。

(審査)

第5条 メディアセンター長は、前条に定める手続きを審査し、適当と認めた者に対し、許可を与える。

(登録)

第6条 メディアセンター長の許可を受けた者には、メディアセンター利用証を交付する。メディアセンター利用証の有効期限は、発行の日から1年間とする。

2 利用登録料金は徴収することとし、300円とする。

(更新)

第7条 メディアセンター利用証の更新を希望する者は、本人の身分を証明するに足る書類1通を提出して、その承認を受けなければならない。

(再発行)

第8条 メディアセンター利用カードを破損又は紛失した場合は、メディアセンターに届け出、再発行の手続きをしなければならない。

(他大学関係者の利用)

第9条 他大学の学生、院生及び教職員等院生で、該当資料が所属大学図書館になく、所属大学図書館員による調査の結果（又は『学術雑誌総合目録』、NACSIS Webcat等で調査した結果）、本学メディアセンターに所蔵している場合は、所属大学図書館の発行する紹介状と教職員証又は学生証を提示すれば、その資料に限り利用することができる。

(利用中止)

第10条 メディアセンター長は、次の各号に該当する場合、利用を中止することがある。

- (1) 定期試験及び試験前の一定期間
- (2) その他メディアセンター長が必要と認めたとき

(諸規則)

第11条 利用に関するその他の規則は、福知山公立大学メディアセンター利用規程に準ずる。

(規程の改廃)

第12条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

2 旧メディアセンター利用証所有者は、希望した場合、100円にて新メディアセンター利用証に変更することができる。